

# 苫小牧工業高等専門学校紀要投稿内規

制 定	昭和59年7月10日
一部改正	平成元年5月16日
一部改正	平成8年4月1日
一部改正	平成11年9月1日
一部改正	平成15年4月1日
一部改正	平成16年10月21日
一部改正	平成18年8月3日
一部改正	平成28年7月26日

**第1条** 本校の教員及び技術職員の学術研究並びに学術調査などの研究成果を公表し、文献記録として保存するために紀要を発行する。

**第2条** 紀要の名称は、「苫小牧工業高等専門学校紀要 (Memoirs of National Institute of Technology, Tomakomai College)」(以下「紀要」という。)とする。

**第3条** 紀要に投稿するときは、この紀要投稿内規によらなければならない。

**第4条** 紀要の投稿については、学術情報センター委員会(以下「委員会」という。)で審議する。

**第5条** 紀要に掲載する論文は著者の原著とし、他の一般公開刊行物に未発表のものとする。ただし、委員会が認めるときはこの限りでない。

**第6条** 紀要に投稿することができる者は、次の各号に掲げる者とする。なお、共著の場合は、次の各号に掲げる者が第一著者であることを条件とする。

- 一 本校専任の教員、技術職員及び名誉教授
- 二 その他委員会が認めた者

**第7条** 投稿の編数は、発行する紀要各号につき1人2編以内とする。

**第8条** 投稿原稿の枚数は制限しない。ただし、長編のものについては、委員会において短縮を求めることがある。

**第9条** 投稿原稿の作成については、苫小牧工業高等専門学校紀要執筆要綱によるものとする。

**第10条** 紀要は、毎年度1回3月に発行するものとし、その投稿原稿は12月中旬の定められた期日までに委員会に提出するものとする。

**第11条** 紀要の校正は、著者が行うものとする。

**第12条** 紀要は電子化し、本校ホームページを通じてネットワーク上に公開する。

**第13条** 紀要に掲載された論文・調査報告の著作権(著作権人格権は除く。)は苫小牧工業高等専門学校に帰属するものとする。

**第14条** この内規に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、委員会において定めるものとする。

## 附 則

- 1 この内規は、昭和59年7月10日から施行する。
- 2 この内規の施行により、苫小牧工業高等専門学校紀要投稿内規(昭和48年6月1日施行)は、廃止する。

**附 則**

この内規は、平成元年5月16日から施行する。

**附 則**

この内規は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、平成11年9月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、平成16年10月21日から施行する。

**附 則**

この内規は、平成18年8月3日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

**附 則**

この内規は、平成28年7月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。